小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第３６号

千葉県木更津市港南台３丁目19番地20

再生債務者　南　　佳久（旧姓能條）

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年５月１日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成24年11月21日

千葉地方裁判所木更津支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第９６号

堺市南区三原台２丁６番３―414号

再生債務者　筒井　義子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成24年11月20日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第４号

愛知県岡崎市欠町字清水田１番地25　サンシティ東公園Ⅱ407

再生債務者　高橋　竜広

1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月10日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月17日から平成24年12月25日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再ロ）第７号

熊本県宇土市松山町2652番地１

再生債務者　秋丸　初子

1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月17日まで

4　一般異議申述期間　平成25年１月４日から平成25年１月７日まで

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号

奈良市中町4972番地の52

再生債務者　川瀬　忠之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年12月18日まで

平成24年11月20日　　奈良地方裁判所

平成２４年（再ロ）第３号

奈良県大和郡山市西田中町609番地６

再生債務者　久田　幸夫

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年12月18日まで

平成24年11月20日　　奈良地方裁判所

平成２４年（再ロ）第８号

広島市西区高須２丁目４番32号

再生債務者　杉田　欣也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年12月18日まで

平成24年11月20日

広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１００６４号

千葉県松戸市新松戸５―１　新松戸中央パークハウスＢ―1103

再生債務者　野老　一彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年12月４日まで

平成24年11月20日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号

京都府福知山市鴨野町39番地

再生債務者　高倉　　明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月20日

京都地方裁判所福知山支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第３号

奈良県北葛城郡王寺町畠田６丁目10番19号

再生債務者　奥野　立之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月20日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

会社その他

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月十日

掲載頁　六十四頁（号外第一〇六号）

（乙）https://kessan.info/271086628.html

平成二十四年十一月三十日

埼玉県上尾市大字壱丁目一番地

（甲）ＵＤトラックス株式会社

代表取締役　坂上　優介

埼玉県上尾市大字壱丁目一番地

（乙）株式会社サンビシネスサポート

代表取締役　佐藤　孝允

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき、また、乙は会社法第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに平成二十四年十一月二十九日に合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月十八日

掲載頁　七十九頁（号外第一五号）

平成二十四年十一月三十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

（甲）三井不動産リアルティ株式会社

代表取締役社長　竹井　英久

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

（乙）不動産インフォメディア株式会社

代表取締役社長　渡邉　宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年一月一日であり甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月十八日

掲載頁　八十二頁（号外第一五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年八月二十七日

掲載頁　二十一頁（号外第一八五号）

平成二十四年十一月三十日

東京都品川区南大井六丁目二六番一号

（甲）いすゞ自動車販売株式会社

代表取締役　満崎　周夫

仙台市宮城野区中野字曲田二一〇番地

（乙）いすゞ自動車東北資産管理株式会社

代表取締役　今野　岳郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年一月一日であり甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://corp.mf-realty.jp/koukoku/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月十八日

掲載頁　七十九頁（号外第一五号）

平成二十四年十一月三十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

（甲）三井不動産リアルティ株式会社

代表取締役社長　竹井　英久

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

（乙）不動産インフォメディア株式会社

代表取締役社長　渡邉　宏